

平成 3 1 年 教 育 委 員 会

第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

平成 3 1 年 1 月 2 2 日（火）午後 3 時

第 1 協 議

【 子ども総務課 】

- （１）千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

第 2 報 告

【 指導課 】

- （１）留守番電話の設置について
- （２）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）

【 九段中等教育学校経営企画室 】

- （１）平成31年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

第 3 そ の 他

【 子ども総務課 】

- （１）教育委員会行事予定表
- （２）広報千代田（2月5日号）掲載事項

千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例及び千代田区文化財保護条例の一部を改正する条例について

地域振興部 文化振興課

1 改正の理由

- (1) 千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、教育委員会の所管とされていた文化財の保護に関する事務を条例により区長が担当できるようになった（平成31年4月1日施行）ことに伴い、本区において区長が当該事務を管理、及び執行することができるよう所要の改正を行う。

- (2) 千代田区文化財保護条例（以下「文化財保護条例」という。）

上記1により、文化財の保護に関する事務を区長が担当できるようになったこと、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 特例条例

第1条中「（文化財の保護に関することを除く。）」を削る。

- (2) 文化財保護条例

ア 特例条例の改正に伴う改正

条文中「教育委員会」を「区長」又は「区」に改める。

イ 文化財保護法の改正に伴う改正

千代田区文化財保護審議会を文化財保護法に基づく地方文化財保護審議会とする。

ウ その他規定整備

(ア)有形民俗文化財及び無形民俗文化財の定義を改める。

(イ)千代田区文化財保護審議会の委員の定数を増やす。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 参考資料

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・ 国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・ 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・ 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 （1） スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 （2） 文化に関すること。 <u>附 則</u> この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 （1） スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 （2） 文化に関すること（<u>文化財の保護に関することを除く。</u>）。

新旧対照表(抄)

○千代田区文化財保護条例

新(改正後)	旧(現行)
千代田区文化財保護条例	千代田区文化財保護条例
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 文化財の特別登録(第5条・第6条)	第2章 文化財の特別登録(第5条・第6条)
第3章 文化財の指定及び管理(第7条—第12条)	第3章 文化財の指定及び管理(第7条—第12条)
第4章 <u>区長</u> の指導等(第13条—第20条)	第4章 <u>教育委員会</u> の指導等(第13条—第20条)
第5章 千代田区文化財保護審議会(第21条—第29条)	第5章 千代田区文化財保護審議会(第21条—第29条)
第6章 雑則(第30条—第32条)	第6章 雑則(第30条—第32条)
附則	附則
第1章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)
第1条 この条例は、千代田区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財が、郷土の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な財産であり、かつ、広く全国的及び国際的に区民の誇りであることにかんがみ、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。	第1条 この条例は、千代田区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財が、郷土の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な財産であり、かつ、広く全国的及び国際的に区民の誇りであることにかんがみ、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。) <u>第182条第2項</u> の規定に基づき、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。	第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)及び考古資料その他学術上価値の高い歴史資料	(1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)及び考古資料その他学術上価値の高い歴史資料
(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの	(2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
(3) 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、 <u>民俗芸能及び民俗技術</u> に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの	(3) 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習 <u>又は民俗芸能</u> に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

- (4) 無形民俗文化財 前号に掲げる風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (5) 史跡 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
- (6) 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
- (7) 天然記念物 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
- (区の責務)

第3条 区は、文化財が将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 千代田区長(以下「区長」という。)は、文化財に関する事務をつかさどり、文化財の保護に関する情報の収集及び提供その他の措置を執り、区民の文化財保護に関する意識の高揚と自主的活動の育成に努めなければならない。

3 区長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

2 文化財を所有し、保持し、又は管理等を行つている個人又は団体(以下「所有者等」という。)は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響がある行為をしようとするもの(以下「事業者」という。)は、区が文化財の保存に関し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

第2章 文化財の特別登録 (特別登録)

第5条 区長は、法及び東京都文化財保護条

- (4) 無形民俗文化財 前号に掲げる風俗慣習又は民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (5) 史跡 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
- (6) 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
- (7) 天然記念物 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
- (区の責務)

第3条 区は、文化財が将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文化財に関する事務をつかさどり、文化財の保護に関する情報の収集及び提供その他の措置を執り、区民の文化財保護に関する意識の高揚と自主的活動の育成に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

2 文化財を所有し、保持し、又は管理等を行つている個人又は団体(以下「所有者等」という。)は、文化財が貴重な公共的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響がある行為をしようとするもの(以下「事業者」という。)は、区が文化財の保存に関し行う助言又は指導を尊重しなければならない。

第2章 文化財の特別登録 (特別登録)

第5条 教育委員会は、法及び東京都文化財

例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定により指定を受けた文化財のうち、区民にとって深い関わり合いを有するものを、第2条の区分により千代田区特別登録文化財（以下「区特別登録文化財」という。）として登録することができる。	保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定により指定を受けた文化財のうち、区民にとって深い関わり合いを有するものを、第2条の区分により千代田区特別登録文化財（以下「区特別登録文化財」という。）として登録することができる。
2 <u>区長</u>は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 （特別登録の解除）	2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 （特別登録の解除）
第6条 <u>区長</u>は、区特別登録文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による登録を解除することができる。	第6条 <u>教育委員会</u>は、区特別登録文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による登録を解除することができる。
2 区特別登録文化財について、法又は都条例による指定の解除がなされたときは、前条第1項の規定による登録は、解除されたものとみなす。	2 区特別登録文化財について、法又は都条例による指定の解除がなされたときは、前条第1項の規定による登録は、解除されたものとみなす。
3 <u>区長</u>は、前2項の規定による登録を解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 第3章 文化財の指定及び管理 （指定）	3 <u>教育委員会</u>は、前2項の規定による登録を解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 第3章 文化財の指定及び管理 （指定）
第7条 <u>区長</u>は、法及び都条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財のうち区にとって特に重要なものを、第2条の区分により千代田区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）として指定することができる。	第7条 <u>教育委員会</u>は、法及び都条例の規定により指定を受けた文化財以外の文化財のうち区にとって特に重要なものを、第2条の区分により千代田区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）として指定することができる。
2 <u>区長</u>は、前項の規定による指定に当たっては、あらかじめ当該文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が明らかでないときは、この限りでない。	2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定に当たっては、あらかじめ当該文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が明らかでないときは、この限りでない。
3 <u>区長</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 （指定の解除）	3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 （指定の解除）
第8条 <u>区長</u>は、区指定文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。	第8条 <u>教育委員会</u>は、区指定文化財が滅失したときその他特別の理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。
2 区指定文化財が、法又は都条例による指定を受けたときは、前条第1項の規定による指定は、解除されたものとみなす。	2 区指定文化財が、法又は都条例による指定を受けたときは、前条第1項の規定による指定は、解除されたものとみなす。
3 <u>区長</u>は、前2項の規定による指定を解除	3 <u>教育委員会</u>は、前2項の規定による指定

したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 (所有者等の管理義務) 第9条 区指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく<u>千代田区規則</u>（以下「規則」という。）の定めるところにより当該区指定文化財を適切に管理し、その保護に努めなければならない。 (現状変更等の事前協議) 第10条 所有者等及び事業者は、区指定文化財に関し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ<u>区長</u>に届出をし、協議しなければならない。 2 <u>区長</u>は、前項の規定による協議が整わない間に、所有者等又は事業者が現状変更等しようとするときは、その中止を求めることができる。 (所有者変更等の届出) 第11条 区指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を<u>区長</u>に届け出なければならない。 (1) 所有者等の変更があつたとき。 (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があつたとき。 (3) 区指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあつたとき。 (4) 区指定有形文化財等（区指定文化財のうち無形文化財及び無形民俗文化財を除いたものをいう。以下同じ。）の所在の場所を変更しようとするとき。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第12条 区指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該区指定文化財に関しこの条例に基づいて行う<u>区長</u>の指導その他の処分に係る旧所有者等の権利義務を承継する。 第4章 <u>区長の指導等</u> (保存の措置) 第13条 <u>区長</u>は、文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら調査し、その記録を作成する等その保存及び活用のため適切な措置をとらなければならない。 (公開) 第14条 <u>区長</u>は、区指定文化財の所有者等に	を解除したときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知する。 (所有者等の管理義務) 第9条 区指定文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく<u>千代田区教育委員会規則</u>（以下「教育委員会規則」という。）の定めるところにより当該区指定文化財を適切に管理し、その保護に努めなければならない。 (現状変更等の事前協議) 第10条 所有者等及び事業者は、区指定文化財に関し、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>に届出をし、協議しなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による協議が整わない間に、所有者等又は事業者が現状変更等しようとするときは、その中止を求めることができる。 (所有者変更等の届出) 第11条 区指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (1) 所有者等の変更があつたとき。 (2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所の変更があつたとき。 (3) 区指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあつたとき。 (4) 区指定有形文化財等（区指定文化財のうち無形文化財及び無形民俗文化財を除いたものをいう。以下同じ。）の所在の場所を変更しようとするとき。 (所有者変更に伴う権利義務の承継) 第12条 区指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該区指定文化財に関しこの条例に基づいて行う<u>教育委員会</u>の指導その他の処分に係る旧所有者等の権利義務を承継する。 第4章 <u>教育委員会の指導等</u> (保存の措置) 第13条 <u>教育委員会</u>は、文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら調査し、その記録を作成する等その保存及び活用のため適切な措置をとらなければならない。 (公開) 第14条 <u>教育委員会</u>は、区指定文化財の所有
--	---

対し、当該区指定文化財の出品又は公開を求めることができる。 2 前項の出品又は公開の期間は、所有者等との同意に基づく期間とする。 (助言及び指導) 第15条 <u>区長</u>は、文化財の保存及び活用のため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、助言又は指導をすることができる。 (調査) 第16条 <u>区長</u>は、区指定文化財を保護するため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、当該区指定文化財の現状又は管理等について報告を求め、又は所属職員が、当該区指定文化財の所在場所に立入調査することを求めることができる。 (措置要求) 第17条 <u>区長</u>は、区指定文化財の管理が適切でないため当該区指定文化財が滅失、き損又は盗難の恐れがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他当該区指定文化財の管理に関し必要な措置を求めることができる。 2 <u>区長</u>は、区指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、修理等の措置を求めることができる。 (経費の負担) 第18条 区は、区指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費について必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該経費を負担することができる。 (経費の返還等) 第19条 前条の規定による経費の負担を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、区は、当該経費を負担せず、又は既に負担した経費の返還を命ずることができる。 (1) 管理、修理又は復旧に関し法令に違反したとき。 (2) 経費の負担を受けた目的以外の目的に経費を使用したとき。 (3) 不正の手段により経費の負担を受け、又は受けようとしたとき。 (有償譲渡の場合の納付金)	者等に対し、当該区指定文化財の出品又は公開を求めることができる。 2 前項の出品又は公開の期間は、所有者等との同意に基づく期間とする。 (助言及び指導) 第15条 <u>教育委員会</u>は、文化財の保存及び活用のため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、助言又は指導をすることができる。 (調査) 第16条 <u>教育委員会</u>は、区指定文化財を保護するため必要があると認めるときは、所有者等又は事業者に対し、当該区指定文化財の現状又は管理等について報告を求め、又は所属職員が、当該区指定文化財の所在場所に立入調査することを求めることができる。 (措置要求) 第17条 <u>教育委員会</u>は、区指定文化財の管理が適切でないため当該区指定文化財が滅失、き損又は盗難の恐れがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他当該区指定文化財の管理に関し必要な措置を求めることができる。 2 <u>教育委員会</u>は、区指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、修理等の措置を求めることができる。 (経費の負担) 第18条 区は、区指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費について必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該経費を負担することができる。 (経費の返還等) 第19条 前条の規定による経費の負担を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、区は、当該経費を負担せず、又は既に負担した経費の返還を命ずることができる。 (1) 管理、修理又は復旧に関し法令に違反したとき。 (2) 経費の負担を受けた目的以外の目的に経費を使用したとき。 (3) 不正の手段により経費の負担を受け、又は受けようとしたとき。 (有償譲渡の場合の納付金)
--	---

第20条 第18条の規定により経費の負担を受けた区指定有形文化財等の所有者等又はその相続人若しくは受贈者は、修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を有償で譲り渡した場合においては、<u>区長が定める金額を区に納付しなければならない。</u> 2 区の負担により修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。 第5章 千代田区文化財保護審議会 (設置) 第21条 <u>区に法第190条第2項の規定による地方文化財保護審議会として、千代田区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> (所掌事務) 第22条 審議会は、<u>区長の諮問に応じ、法第190条第3項に掲げる事項を調査審議し、区長に答申する。</u> (審議会への諮問) 第23条 <u>区長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</u> (1) 区特別登録文化財の登録及びその解除 (2) 区指定文化財の指定及びその解除 (3) その他<u>区長</u>が必要と認める事項 (組織) 第24条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。 2 審議会の委員は、文化財に関し専門の学識を有する者及び豊富な経験と見識を有する者のうちから<u>区長</u>が委嘱する。 (委員の任期) 第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が	第20条 第18条の規定により経費の負担を受けた区指定有形文化財等の所有者等又はその相続人若しくは受贈者は、修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を有償で譲り渡した場合においては、<u>教育委員会で定める金額を区に納付しなければならない。</u> 2 区の負担により修理等の必要な措置が行われた後、当該区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、区は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。 第5章 千代田区文化財保護審議会 (設置) 第21条 <u>文化財の適切な保存及び活用を図るため、教育委員会に千代田区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> (所掌事務) 第22条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、<u>文化財の保存及び活用に関する重要事項</u>を調査審議し、<u>教育委員会</u>に答申する。 (審議会への諮問) 第23条 <u>教育委員会</u>は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 (1) 区特別登録文化財の登録及びその解除 (2) 区指定文化財の指定及びその解除 (3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める事項 (組織) 第24条 審議会は、委員<u>7人</u>以内で組織する。 2 審議会の委員は、文化財に関し専門の学識を有する者及び豊富な経験と見識を有する者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (委員の任期) 第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が
--	--

あるときは、その職務を代理する。 (招集) 第27条 審議会は、会長が招集する。 (会議) 第28条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 2 審議会の議事は、出席した委員全員の一致によるものとする。 (専門調査員) 第29条 審議会に専門的事項を調査研究するため、専門調査員及び臨時専門調査員を置くことができる。 第6章 雑則 (標識等の設置) 第30条 <u>区長</u>は、区の区域内に存する文化財のうち必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。 (文化財保護調査員) 第31条 文化財について、その所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護思想の普及を図るため、<u>区</u>に文化財保護調査員を置く。 (委任) 第32条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 <u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の千代田区文化財保護条例の規定により教育委員会によりなされた行為等については、この条例の規定によりなされた行為とみなす。	あるときは、その職務を代理する。 (招集) 第27条 審議会は、会長が招集する。 (会議) 第28条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 2 審議会の議事は、出席した委員全員の一致によるものとする。 (専門調査員) 第29条 審議会に専門的事項を調査研究するため、専門調査員及び臨時専門調査員を置くことができる。 第6章 雑則 (標識等の設置) 第30条 <u>教育委員会</u>は、区の区域内に存する文化財のうち必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。 (文化財保護調査員) 第31条 文化財について、その所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護思想の普及を図るため、<u>教育委員会</u>に文化財保護調査員を置く。 (委任) 第32条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---



平成 31 年 1 月 日

区立小学校 保護者様

千代田区教育委員会
(公印省略)

留守番電話の設置について

日頃より学校教育へご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

このところ様々に報道等もなされているところですが、現在、教員の長時間労働が社会問題となっており、これを是正していこうという動きが全国的に高まっています。千代田区教育委員会といたしましても、教員に早期帰宅を促すなど、働き方改革に努めているところです。つきましては、教員の働き方改革に向けた取組みの一つとして、教員の勤務時間外における電話対応のため、区立小学校に留守番電話を設置させていただくこととしました。以下の時間帯におきましては、区立小学校にお電話をおかけいただくと、留守番電話対応となります。保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 留守番電話対応になる基本時間帯（学校ごとに数分前後する場合があります）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 通常の場合 | 18:30～翌朝7:45 |
| (2) 土曜授業の日 | 13:00～月曜日の朝7:45 |
| (3) 授業のない土曜日、日曜日、祝日 | 全日 |
| (4) 長期休業日 | 16:30～翌朝7:45 |
| (5) 年末年始・学校閉校日 | 全日 |

※職員が全て退勤した場合など、それぞれの学校の事情により、上記の時間よりも早く留守番電話対応になることがあります。ご了承ください。

※2月からの運用を予定しておりますが、詳細は各校のお便り等でご確認ください。

【担当】 千代田区教育委員会
電 話 (5211)4286

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(平成30年12月末の報告)

教 育 委 員 会 資 料
平 成 3 1 年 1 月 2 2 日
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用数	
		今月 未解消	今年度 解消(転出含 む)	今年度 累計	今月 不登校者	今年度 学校復帰 (転出含む)	今年度 累計	今月 利用数	先月 利用数
小学校	1年	1	1	2	1 (+1)		1		
	2年		1	1	2		2		
	3年		4	4	4		4		
	4年	4	2	6	5		5		
	5年	7	3	10	5 (+1)	1	6	1	1
	6年	4	1	5	8		8		
中・中等 (前期)	1年	1	3	4	7 (+1)		7		
	2年				7 (+1)		7		
	3年	1	1	2	17 (+1)		17	1	1
中等 (後期)	4年				2		2		
	5年				1		1		
	6年				4		4		
計	合計	18	16	34	63 (+5)	1	64	2	2

教育委員会資料
平成31年1月22日
九段中等教育学校

平成31年度千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

募集区分	年度	募集人員(a)			応募人員(b)			応募倍率(b/a)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	H31	40	40	80	96	87	183	2.40	2.18	2.29
	H30				65	86	151	1.63	2.15	1.89
	H29				72	84	156	1.80	2.10	1.95
B	H31	40	40	80	227	328	555	5.68	8.20	6.94
	H30				299	390	689	7.48	9.75	8.61
	H29				304	397	701	7.60	9.93	8.76
合計	H31	80	80	160	323	415	738			
	H30				364	476	840			
	H29				376	481	857			

出願 平成31年1月16日(水)・17日(木) 午前9時～午後3時(九段校舎)

応募状況発表 平成31年1月21日(月) 午前11時(九段中等教育学校ホームページ掲載・九段校舎掲示)

適性検査 平成31年2月3日(日) 午前8時30分集合 午前9時～午後0時15分(九段校舎・富士見校舎)

合格発表 平成31年2月9日(土) 午前8時(九段中等教育学校ホームページ掲載)
午前9時(九段校舎掲示)

入学手続 平成31年2月9日(土) 午前9時～午後3時(九段校舎)
平成31年2月12日(火) 午前9時～正午(九段校舎)

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成31年1月22日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事（事 業 名）	備 考
1	22	火	11:00～ 15:00～	西神田児童センター 教育委員会室（子ども総務課）	よちよちタイム「ベビーマッサージ」 教育委員会第1回定例会◎	教育委員出席
1	23	水	10:00～ 10:15～ 11:00～ 14:00～ 13:00～	西神田児童センター 神田児童館 あい・ぽーと麹町 神田児童館 文部科学省東館	親と子の絆プログラム「ベビープログラム」全4回 1・2歳児親子体操クラブ③第1回(全3回) 読み聞かせ 新年お楽しみ会 平成30年度 市町村教育委員研究協議会	教育委員出席
1	24	木	10:00～ 10:00～ 10:30～	神田児童館 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	ノーバディーズ・パーフェクト第2回(全6回) ふれあい体操 子育てひろば事業「親子リトミック」全6回	
1	25	金	10:30～ 10:45～ 14:00～	あい・ぽーと麹町 お茶の水小学校（指導課） あい・ぽーと麹町	おやこdeえいご お茶の水小学校研究発表会◎ ヘッドマッサージ	教育委員出席
1	26	土	13:00～ 14:00～ 16:45～	西神田児童センター 富士見わんぱくひろば 九段中等教育学校	かえっこバザール×アーティスト・イン・レジデンスエコを楽しむウキウキ かえっこ 新春もちつき大会 天体観望会⑧	
1	27	日	9:00～	神田児童館	日曜開放	
1	28	月	10:00～ 10:30～	あい・ぽーと麹町 神田児童館	親子ヨガ リラックスヨガ③第2回(全6回)	
1	29	火	11:00～	あい・ぽーと麹町	読み聞かせ	
1	30	水	10:00～ 10:15～ 14:00～	西神田児童センター 神田児童館 あい・ぽーと麹町	親と子の絆プログラム「ベビープログラム」全4回 1・2歳児親子体操クラブ③第2回(全3回) 親子&キッズバレエ（3クラス）	
1	31	木	10:00～ 10:30～ 11:00～	神田児童館 西神田児童センター 富士見わんぱくひろば	ノーバディーズ・パーフェクト第3回（全6回） 子育てひろば事業「親子リトミック」全6回 幼児クラブ合同「節分会」	
2	1	金	9:30～ 10:45～	区民ホール（指導課） 神田児童館	千代田区連合作品展（～4日 15:00） なかよしタイム「節分会」	
2	2	土	9:30～ 13:30～ 14:00～ 15:00～	西神田児童センター いずみこどもプラザ 一番町児童館 西神田児童センター	バスケット講習会 かえっこバザール「かえっこin節分2019」 つなげよう異世代の輪・地域の輪 ちいさなお茶会	
2	3	日	7:30～ 8:30～ 10:00～	木更津市金田見立海岸潮干狩場（子ども総務課） 九段中等教育学校 味の素スタジアム周辺（指導課）	ひがた探検隊第4回 適性検査 中学校「東京駅伝大会」	
2	4	月	10:00～ 10:30～ 11:00～	あい・ぽーと麹町 神田児童館 西神田児童センター	リトミック（2クラス） リラックスヨガ③第3回（全6回） なかよしタイム	
2	5	火	10:00～ 11:00～	教育委員会室（子ども総務課） 西神田児童センター	校園長会 よちよちタイム「親子体操」	

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成31年1月22日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事（事 業 名）	備 考
2	6	水	10:00～ 10:30～ 10:45～ 13:45～ 14:00～ 15:00～	西神田児童センター 西神田児童センター 神田児童館 神田児童館 あい・ぽーと麹町 昌平小学校（指導課 主催は教育会）	ベビープログラム③（全4回） 保護者向けアロマ講座会 1・2歳児親子体操クラブ③第3回(全3回) 一輪車講習会第1回（全3回） 親子&キッズバレエ（3クラス） ペスタロッチ祭	教育委員出席
2	7	木	10:00～ 10:00～ 10:30～ 10:30～ 13:30～	神田児童館 あい・ぽーと麹町 401・402会議室（子ども総務課） 西神田児童センター 神田一橋中学校（指導課）	ノーバディーズ・パーフェクト第4回（全6回） ふれあい体操 青少年問題協議会◎ 親子リトミック③（全6回） 神田一橋中学校研究発表会	教育長出席 教育委員出席
2	8	金	10:30～ 10:30～ 11:00～ 15:30～	あい・ぽーと麹町（児童・家庭支援センター） あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 西神田児童センター	子育てサポート利用会員登録説明会 おやこdeえいご なかよしタイム「リズムで遊ぼう」 千代田絵本の会の読み聞かせ	
2	9	土	8:00～ 9:00～ 9:00～ 9:30～ 14:00～	九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校 西神田児童センター 大妻女子大学（指導課）	適性検査合格発表（HP） 適性検査合格発表（掲示） 入学手続き（～15：00） バスケット講習会 科学教育センター閉校式	
2	10	日	9:00～	一番町児童館	日曜開放	
2	11	月				
2	12	火	9:00～ 11:00～ 15:00～ 18:30～	九段中等教育学校 西神田児童センター 教育委員会室（子ども総務課） 401会議室（子ども総務課）	入学手続き（～12：00） よちよちタイム 教育委員会第2回定例会◎ 青少年委員会第10回定例会	教育委員出席
2	13	水	10:00～ 10:45～ 11:00～ 13:45～	西神田児童センター 神田児童館 あい・ぽーと麹町 神田児童館	ベビープログラム④（全4回） 親子でリズム1・2・3②第1回（全4回） 読み聞かせ 一輪車講習会第2回（全3回）	
2	14	木	 10:00～ 10:30～	群馬県嬬恋村（指導課） 神田児童館 西神田児童センター	神田一橋中学校スキー教室（～16日） ノーバディーズ・パーフェクト第5回（全6回） 親子リトミック④（全6回）	
2	15	金	9:45～ 11:00～ 14:00～	稲城市矢野口（九段中等教育学校） 西神田児童センター あい・ぽーと麹町	クロスカントリーレース なかよしタイム「リズムで遊ぼう」 ヘッドマッサージ	
2	16	土	9:00～ 10:00～ 12:30～ 17:30～	法政大学&一風堂共催イベント『楽しくまなぶ餃子作りと防災』 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 九段中等教育学校	富士見わんぱくひろば おもちゃの病院 児童館合同卓球大会 天体観望会⑨	
2	17	日	9:00～	神田児童館	日曜開放	

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成31年1月22日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事（事 業 名）	備 考
2	18	月	10:00～ 10:30～ 11:00～	あい・ぽーと麹町 神田児童館 西神田児童センター	リトミック（2クラス） リラックスヨガ③第4回（全6回） なかよしタイム	
2	19	火	11:00～	西神田児童センター	よちよちタイム「ベビーマッサージ」	
2	20	水	10:30～ 10:45～ 10:45～ 13:45～ 14:00～ 15:00～	西神田児童センター 神田児童館 神田児童館 神田児童館 あい・ぽーと麹町 観劇会	大原ふれあい音楽遊び よちよちタイム「ベビーマッサージ」 親子でリズム1・2・3②第2回（全4回） 一輪車講習会第3回（全3回） 親子&キッズバレエ（3クラス） 四番町児童館	

「広報千代田」
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	3月8日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町	NPO法人あい・ぽーとステーション
児童・家庭支援センター	児童館合同卓球大会	各児童館の代表選手が、個人戦の部、団体戦の部で試合を行う	2月16日(土)12時30分～16時30分	西神田児童センター	
児童・家庭支援センター	観劇会	人形劇団ブークによる人形劇「もりのへなそうる」「春・夏／秋・冬～森の四季～」	2月20日(水)15時～15時45分	四番町児童館	
児童・家庭支援センター	りゅうちゃんがやってくる！こどももおとなもおどってあそぼう♪	お父さん・お母さんやお友達と一緒に歌って踊って遊ぶ	3月2日(土)14時～15時	一番町児童館	
児童・家庭支援センター	アートフェスティバル	館内で工作活動やステージ発表などさまざまなイベントを行う	2月23日(土)13時～16時30分	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
九段中等教育学校経営企画室	九段中等教育学校吹奏楽部 第11回定期演奏会のお知らせ	クラリネット小協奏曲、ルイ・ブルジョアの讃美歌による変奏曲、歌劇「イーゴリ公」よりダッタン人の踊り ほか	3月21日(木・祝)開演14時(開場13時30分)	ティアラこうとう(江東区住吉2-28-36)	九段中等教育学校
文化振興課	能フェス「江戸勸進能 能楽体験のワークショップ」	江戸勸進能の魅力や面白さを五感で体験して頂く講座と能楽ワークショップ	2月23日(土)10時30分～17時30分	神田明神文化交流館4階(外神田2-16-2)	神田明神新能実行委員会

「広報千代田」
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
文化振興課	江戸歴史講座 江戸名物食の誕生―大江戸味ごよみ(全2回)	江戸の名物食「蕎麦」と「すし」の知られざる誕生の歴史に迫る	3月14日(木)・28日(木)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
文化振興課	3月の休館日変更のお知らせ	東京マラソン2019年の開催に伴い休館日を変更	3月3日(日)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
文化振興課	千代田・四番町図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館と四番町図書館のおはなし会 ①千代田図書館②四番町図書館	①2月14日(木)11時～ ②2月24日(日)14時～・毎週金曜15時30分～・16時～	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
文化振興課	内幸町ホール自主事業オペレッタ「カルメン」	全2幕日本語版で現代に問いかける新しい姿のカルメン	2月16日(土)17時、2月17日(日)14時、2月18日(月)14時	区立内幸町ホール	内幸町ホール
生涯学習・スポーツ課	平成31年度参加者募集 千代田区ジュニアテニスクラブ	区内在住・在学の小学4年～6年生を対象にテニスクラブの参加者募集を行う	毎月第1・第3土曜10時～11時30分(冬期は10時30分～)	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	千代田区軟式野球連盟 審判技術講習会	区内在住・在勤で野球に興味のある方を対象に審判技術講習会を行う	2月24日(日)9時～16時	花小金井運動施設	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	JOC×毎日新聞社共催トークイベント「オリンピックと福島」	「オリンピックと福島」をテーマに、オリンピックによる講演や福島にゆかりのある野球チーム監督、ソフトボール元監督などを招いてのトークイベント	3月12日(火)18時30分～20時20分	毎日ホール(一ツ橋1-1-1)	毎日新聞社
生涯学習・スポーツ課	「ちよだ安心トイレ推進事業の実施に関する協定」を締結しました	ちよだ安心トイレ推進事業の紹介及び協力事業者の募集			

「広報千代田」
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
生涯学習・スポーツ課	人材バンク登録者を募集	人材バンク登録制度は専門的知識や技能を持つ方を登録し、指導者や講師を必要とするサークルなどに紹介する制度			生涯学習・スポーツ課/九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	ちよだ生涯学習カレッジでオープンカレッジを開催します！	「ちよだの平成31年のあゆみ、そして、これから」をテーマに、ちよだ生涯学習カレッジ学びと地域のコーディネーター養成コース第2期生がオープンカレッジを開催する。	3月3日(日) 12時30分～16時	九段生涯学習館	ちよだ生涯学習カレッジ事務局
生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座・区民自主企画運営講座の企画案募集と説明会	平成31年度に九段生涯学習館で開催する生涯学習講座の企画案の募集・説明会を開催	2月16日(土)10時～11時・19時～20時、2月19日(火)10時～11時・19時～20時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブスタディプログラム	「フラージュアクセサリー」紙で作る花のアクセサリー、フラージュ。ネックレスかブローチを選んで作る	3月15日(金)19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	東京マラソン2019交通規制のお知らせ	東京マラソン2019の開催に伴う交通規制の周知を行う	3月3日(日)9時5分～	東京都内	一般財団法人東京マラソン財団